

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年3月14日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室

3. 農業委員 11名中6名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則	宮 本 英 美	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月
藤 原 和 正	久 山 英 之		

4. 農地利用最適化推進委員

服 部 千 敏	大 河 原 律 夫	佐 藤 辰 也	田 中 伸 五
小 西 健 文	大 森 幹 男	時 岡 加 卓	

欠席委員

太 田 修	山 本 祐 章	出 射 實	由 喜 門 尊
藤 原 由 果	大 森 茂 利		

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔
事務局 横見瀬 文子
事務局 藤原 敬士
事務局 藤原 将也

6. 議事内容

報告事項	農地法許可に係る専決処分について
第1号議案	農地法第3条許可申請について
第2号議案	農地法第5条許可申請について
第3号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和5年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を始めます。
会長よろしくお願いします。

議長 （あいさつ）
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、
瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立している
ことをご報告します。
それでは、以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名
委員に宮本 英美委員、宇津木 康文委員、よろしくお願いします。
それでは、議題に入ります。
まず、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局の説明を
お願いします。

事務局 まずは、議案資料、1頁をご覧ください。

【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 この案件について農業委員及び推進委員の方、何かご意見、ご質問があ
りましたらお願いします。
（意見なし）

議長 ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせて
いただきます。
続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の
説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料2頁目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条
許可申請についてです。
【1番案件】
譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。
農地の所在「牛窓町牛窓6078-1」。面積「330㎡」。
登記、現況地目「畑」。農地までの距離「5m」。耕作面積「0㎡」。
家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるも
の。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■万円となっています。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在「邑久町山手2051」。面積「625㎡」。

登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「550m」。耕作面積「210, 610㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「贈与」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在2筆。「邑久町福中671」。面積「1, 098㎡」。登記、現況地目「田」。

「邑久町福中673-1」。面積「46㎡」。登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「1, 000m」。耕作面積「323, 515㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「4名」。取得の理由は「贈与」によるもので10aあたり無償となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在2筆。「邑久町東谷473-1」。面積「286㎡」。

「邑久町東谷2366-1」。面積「276㎡」。

登記、現況地目ともに「畑」。

農地までの距離「50m」。耕作面積「0㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもので10aあたり■ ■となっております。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在「邑久町大窪369-1」。面積「925㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「8, 000m」。耕作面積「28, 932㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「4名」。取得の理由は「増反」による

【11番案件】

被設定者「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

登記、現況地目「田」。

なお、地上権設定で10aあたり■ ■となっております。

【12番案件】

議渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在「長船町八日市135」。面積「839m²」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「500 m」。耕作面積「0 m²」。

家族数及び耕作者数はいずれも「4名」。取得理由は「増反」によるもので10aあたり■ ■となっております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1 番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服 部 委 員 1 番案件について、譲渡人はこれまで農地の管理をしておりましたが、この度、譲受人が隣接地の宅地の取得とあわせて農地を取得し、家庭菜園をはじめたいとのことで、話がまとまったようです。

問題ありません。

議長　　続きまして、2番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員　２番案件について、譲渡人、譲受人は親子関係ということで共同作業をおこなっていましたが、譲渡人が体調不良ということもあり、この度、譲受人に贈与することになりました。

問題ありません。

議長　　続きまして、3番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐 藤 委 員 3 番案件について、現在、利用権設定を設定しており、譲受人が耕作をしております。譲渡人からの要望でこの度、贈与したいと話があり、今まで利用権設定を設定していた間柄なので、問題ないと思います。

議長　　長　　続きまして、４番案件、５番案件について田中委員より説明をお願いします。

田 中 委 員　　４番案件について、譲受人は申請地の近くに自宅があり、この度譲渡人から農地の譲渡について話がありました。譲受人は以前から家庭菜園に興味があったとのことで、問題ないと思います。

また、5 番案件について、利用権設定により譲渡人が何十年も耕作を

しており、今回売買で話がまとまったようです。問題ありません。

議長 続きまして、6 番案件について小西委員より説明をお願いします。

小西委員 6 番案件について11月15日の総会案件 農地法第3条許可申請で、申請漏れがあったということです。前回申請と同じですので、問題ないと思います。

議長 続きまして、7 番案件について大森委員より説明をお願いします。

大森委員 7 番案件について、譲渡人は相続により農地を取得されましたが、本人は農業経験が無いため困っていたところ、農業委員会へ相談し譲受人を紹介してもらい話がまとまったものです。問題ないと思います。

議長 続きまして、8 番案件、9 番案件、10 番案件、11 番案件について時岡委員より説明をお願いします。

時岡委員 8 番案件から11 番案件について、■■■と■■■の営農型太陽光発電の案件です。問題ないと思います。

議長 続きまして、12 番案件について山本委員は欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局 12 番案件について、譲受人は現在農地を所有されておりませんが、譲受人の父が所有する農地が申請農地の東側に隣接しており、譲渡人との売買の話において、この度息子にあたる譲受人の名義で取得するもので、取得後は父所有の農地と合わせて一体的に農業を行うものであることから、問題ないと思います。

議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1 番案件から12 番案件について、可決に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

議長 続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料4 頁目をご覧ください。

【1番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

土地の所在「邑久町山手2053-5」。面積「87㎡」。地目「畑」。

轉用目的「進入路」。

施設の概要「進入路 87m²」。農地区分「第2種農地 普通畑」。

資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、使用貸借権設定で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■で
す。

位置図は資料 7 頁をご覧ください。邑久山田庄霊園から南へ約 50 m に位置しています。

【2番案件】

讓受人「■■■■■受■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

土地の所在「邑久町東谷461-1」。面積「594m²」。地目「畑」。

轉用目的「倉庫」。

施設の概要「倉庫 1 棟 87.12 m²」。農地区分「第1種農地 普通畑」。

資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、所有権移転設定で、農用地区域外農地、10a あたり■ ■です。

位置図は資料 8 頁をご覧ください。東谷公會堂のすぐ北側に位置しています。

【3番案件】

借人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

貸人2名。

1人目「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

土地の所在「長船町磯上1606-1」。面積「327㎡」。

地目「田」。

2人目「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

土地の所在「長船町磯上1607-1」。面積「673m²」。

地目「田」。

轉用目的「宮農型太陽光發電裝置」。

施設の概要「営農型太陽光発電装置 390.42m²」。

農地区分「第1種農地 10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。

隣地への被害はありません。

なお、賃貸借権設定で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料 9 頁をご覧ください。日本マタイ株式会社岡山工場から東へ約 4 0 0 m に位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1 番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 1 番案件について、申請地の先にある農地までの進入路を確保するもので、問題ないと思います。

議 長 続きまして、2 番案件について、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 2 番案件について、申請地の一部には既に農業用倉庫が建っており、その周囲が農地として残っておりますが、譲受人は申請地のすべてを農業用以外の用途も含めた倉庫及び作業スペースとして使用されたいとのことで、転用するものです。問題ありません。

議 長 続きまして、3 番案件については第 1 号議案の農地法第 3 条申請時に説明をいたしましたので、場所のみの確認をお願いします。

議 長 それでは、ただいまの第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請について、1 番から 3 番までの案件につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第 3 号議案 農地法第 5 条許可申請の 1 番から 3 番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。

議 長 続きまして、第 3 号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、5 頁、6 頁をご覧ください。

【第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただ今の第 3 号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とします。
それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和6年度4月の通常総会は、4月17日水曜日に瀬戸内市役所2階大会議室で開催予定です。

議長 5月の通常総会は、5月14日火曜日に瀬戸内市中央公民館1階視聴覚室で開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和5年度3月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年3月14日

議長 藤原 和 正

署名委員 宮 本 英 美

署名委員 宇津木 康文